平成２３年（フ）第２２９号
釧路市暁町３番15号　水谷マンション１号
債務者　松本　義治
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３２４号
川崎市宮前区宮前平２丁目５番地１　フラット小林６
債務者　木元美津男
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
石川県羽咋市千里浜町ハ161番地２
債務者　奥田　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午前10時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３７号
石川県羽咋郡志賀町福野イの２番地、従前の住所富山県高岡市野村572番地26
債務者　大岡　敏令
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月24日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２３年（フ）第３０１号
岡山市中区桑野486番地12　ロータス桑野４―10号
債務者　筒井イツコ
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９５３号
東京都文京区本駒込２丁目11―５―102
債務者　安藤美知子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０２０号
東京都杉並区桃井３丁目６―１―609
債務者　加納亜紀子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０２１号
東京都北区田端新町１丁目24―14―206
債務者　加藤　剛士
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０２３号
東京都世田谷区北沢２丁目13―11―207
債務者　川本　敏生
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０３１号
東京都板橋区新河岸２丁目10―15―411
債務者　高野　文夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０４２号
千葉県旭市椎名内3102
債務者　加瀬ひろ美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０８７号
東京都東久留米市浅間町３丁目３―10　サンハイツＢ号
債務者　蛯名　真弓
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２０９１号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮５―40―５　ボナールＴ301、住民票上の住所埼玉県深谷市萱場71―８
債務者　立石　邦子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１０４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目53―17―101
債務者　佐瀬　美子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１２３号
東京都豊島区東池袋２丁目21―６―319
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部